「快適トイレ設置工事」に係る特記仕様書

- 1 本工事は、「快適トイレ設置工事」の試行案件であり、快適トイレを工事着手時の準備に要する日数及び完成時の後片付けに要する日数を除く期間を対象として設置するものとする。
- 2 本工事でいう「快適トイレ」は、別紙1の仕様を満たすものとする。
- 3 契約後から工事完成までの流れ
- (1)受注者は工事を着手するまでに、「快適トイレ設置計画書・報告書(以下、「計画書」という)を提出すること。

なお、快適トイレを設置できない特段の理由がある場合は、計画書に理由 を記入し、監督員と協議すること。

- (2)受注者は施設・設備を設置完了後、現地、又は写真により監督員の確認を 受けること。
- (3)受注者は快適トイレの設置に要した経費(賃料及び基本料(整備費))を 監督員へ報告すること(リース会社の見積書等)。
- (4)受注者は快適トイレの設置期間(計画書に実績を記入)を監督員へ報告すること。
- 4 快適トイレの設置に係る経費(別紙1【快適トイレに求める機能】(1) ~(6)及び【付属品として備えるもの】(7)~(11)の経費)については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。なお、ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合は、男女別の入り口になっている場合に限り、102,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

快適トイレの仕様

- (1)~(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
- (12)~(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1)洋式便器
- (2)水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3)臭い逆流防止機能
- (4)容易に開かない施錠機能
- (5)照明設備
- (6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等 (耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8)入口の目隠しの設置 (男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12)室内寸法 900×900mm 以上(面積ではない)
- (13) 擬音装置(機能を含む)
- (14) 着替え台
- (15)臭気対策機能の多重化
- (16)室内温度の調整が可能な設備
- (17)小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)